

～あなたの未来に最適な安心をご提供します～

TOKYO CENTRAL NEWS



保険代理店
TOKYO CENTRAL
東京セントラル

2021年4月発行

東日本大震災から10年…防災への意識を



未曾有の被害をもたらした東日本大震災。今年3月で発生から10年が経ちました。私たちは、この大震災を教訓に、防災への意識を高めていかなければいけません。

地震はいつどこで発生してもおかしくありません。災害が起きる前の備えとして何ができるか、いざ災害が発生したときはどのような行動をとるべきか、一人ひとりが考え、家庭でできる地震への備えを日頃から進めておきましょう。

日本は地震大国

日本は世界の0.25%の国土面積であるにもかかわらず、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約20%が発生しています（出典：内閣府「防災白書」）。我が国においては全国どこでも地震発生の可能性があると云えます。



地震への備え⇒「公助」・「共助」・「自助」

地震災害などにおける事前・事後の対策としては、国・自治体による「公助」、地域社会での助け合いによる「共助」、そして自分自身の手で守るという「自助」があり、被害を最小限に抑えるためには、それぞれが連携することが大切です。「自助」の備えとしては、身を守る手段として家具の固定（転倒防止）や非常持出袋の準備などのほか、経済的な備えの手段として、地震保険があります。

地震保険って、
どんな時に役立つの？

保険



火災保険では補償されない「地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害」を補償する保険になります。



【年間保険料例（東京都）】

・木造建物（口構造）・割引なし
※2021年1月以降保険始期の場合

	契約金額	保険料
建物	1,000万円	42,200円
家財	500万円	21,100円
合計	1,500万円	63,300円

（1）補償対象 居住用建物と生活用動産（家財）が対象

※工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物は契約できない。
※対象外の家財：自動車・貴金属、書画、骨董など（1個または1組が30万円以上のもの）・有価証券（株券、小切手、商品券など）

（2）支払対象の損害 地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償

（3）契約方法、契約金額

- ① 火災保険とセットでの付帯契約（単独契約不可）
- ② 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で決める。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となる。

（4）保険料と割引制度

保険料は、建物の構造および所在地（都道府県）により異なる。また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度がある（割引の重複適用は不可・所定の確認資料の提出が必要）。

（5）保険金の支払（2017年1月以降保険始期の場合）

損害の程度によって「全損、大半損、小半損、一部損」に区別され、時価を限度として支払われる保険金額が異なる。

（6）1回の地震等による総支払限度額 11.7兆円（2019年4月現在）

※関東大震災クラスの大地震が発生しても保険金の支払に支障がないよう設定。

◆地震保険の付帯件数（2019年度末） ⇒約1,954万件(全5,907万件のうち)

大地震が起これば一度に大量の被害が出る確率が高く、いつでも地震保険に加入できるとすると不公平が生じるため、大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間（当該警戒宣言に係る地域内のみ）は**地震保険の新規契約、増額契約はできません**（前年同条件での更改契約は除く）。

日本は世界有数の地震大国という現実を、しっかりと理解し備えておくことが大切です。地震保険の必要性が「被災した時に分かる」では手遅れです。詳しくは、弊社営業担当者までお気軽にお問合せください！



地震保険加入率と火災保険付帯率（2019年）

	順位	都道府県	地震保険加入率 (%)		順位	都道府県	火災保険付帯率 (%)	
			加入率 (%)	等区分			付帯率 (%)	等区分
上位	1	宮城	52.0	2	1	宮城	87.0	2
	2	愛知	43.0	2	2	高知	86.8	3
	3	熊本	42.8	1	3	宮崎	83.0	2
下位	1	沖縄	16.6	2	1	長崎	52.0	1
	2	長崎	18.8	1	2	沖縄	57.6	2
	3	島根	19.2	1	3	北海道	59.1	1
全国平均			33.1		全国平均			66.7

※等区分は、都道府県ごとの地震の危険度（区分が高いほど危険度が高い）

出典：損害保険料率算出機構「地震保険 都道府県別 付帯率・世帯加入率の推移」をもとに作成

新型コロナウイルスによる感染症に関する保険の取扱いについて（AIG損害保険）

新型コロナウイルスによる感染症が拡大しておりますが、主な商品における保険金のお支払対象の有無等をお知らせいたします。

【**傷害・医療保険**】※2021年3月8日時点

※特定感染症を補償する特約とは、以下2つの特約をいいます。

- 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約
- 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約



商品名	特約名	お支払対象	備考
医療保険等、病気全般を補償する商品・特約		対象	医療保険、所得補償保険のほか、各種傷害保険・業務災害総合保険等にセットできる病気を補償する特約をいいます。
傷害保険等、けが全般を補償する商品・特約		対象外	傷害（けが）には該当しないため、保険金のお支払対象になりません。
・傷害総合保険 ・子ども総合保険 ・ベーシック傷害保険 ・普通傷害保険	特定感染症を補償する特約（※）	対象	感染症法に定める1類～3類感染症に該当しないため本来対象外でしたが、2020年7月31日以降の発病については、商品改定により補償の対象となります。
・業務災害総合保険 ・総合事業者保険【業務災害】	基本補償における業務上疾病	対象外	ただし、労災認定された死亡・後遺障害、または、労災保険法等による給付の請求が受理された入院・手術の場合は対象です。（新型コロナウイルスによる感染症が、労働基準法施行規則における業務上の疾病と認められた場合に限り。）

【**企業向け保険**】※2021年3月8日時点

商品名	特約名	お支払対象	備考
賠償責任保険（企業用）			
事業総合賠償責任保険（STARS） （製造・販売業、サービス業）	食中毒・特定感染症利益担保特約	対象	感染症法に定める1類～3類感染症に該当しないため本来対象外でしたが、2020年7月31日以降に発生した事故については、商品改定により補償の対象となります。
介護・福祉サービス事業者向け総合賠償責任保険	食中毒・特定感染症対応費用担保特約	対象	
総合事業者保険【賠償責任】	食中毒・特定感染症利益補償特約	対象	
事業経営総合保険	食中毒・特定感染症による休業損失補償条項	対象	

【医療保険等の保険金支払における「入院」についての特別措置（AIG損害保険）】

新型コロナウイルスの感染者数増加により、入院可能な病床数の減少が生じ、本来は入院が必要な患者が入院できなくなる事象が発生しています。

この状況を踏まえ、治療のために入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情により、医療機関・医師の指示に基づき、臨時施設（宿泊療養のための施設を含みます。）または自宅において入院と同等の療養をされた場合は、医療保険や傷害保険・業務災害総合保険の病気を補償する特約等の保険金のご請求に際し、入院の場合と同様にお取扱いします。

<特別措置の適用に際しては、医療機関・医師からの証明書等の所定の書類のご提出が必要となります。>

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症をとりまく状況により本特別措置を変更することがあります。



新型コロナで増える在宅勤務やオンラインシステムの活用…電源プラグなどの発火に注意を！

新型コロナウイルスの影響により在宅勤務が増えているほか、友人知人などのオンライン会議システムを使ったコミュニケーションの機会も増えていきます。在宅勤務を行うためなど、自宅に新たに電源が必要となったことで、特にテーブルタップなどの需要が増えてきています。電源周りが煩雑になってしまっている場合も考えられ、電源コードの損傷事故などは増加するおそれがあります。NITEでは「配線器具や配線状況を点検し、破損などがあれば取り換えなどして、事故を未然に防ぎましょう。その他、リコール対象製品による事故も発生しているため、お持ちの製品がリコール対象かどうかを確認してください」と事故防止を呼びかけています。

2015年度から2019年度の5年間にNITEに通知のあった製品事故情報		
種別	配線器具の事故 （テーブルタップ・延長コードなど）	コードの事故 （電気製品の電源プラグ・電源コード）
事故件数	282件	276件
うち火災事故	164件	155件
主な原因	ほこり、水分の付着によるトラッキング現象。	無理な力が加わることで断線しショートする。
防止対策	テーブルタップやコンセントと電源プラグの接続部分に水分が付着しないよう注意する。	・電源プラグはしっかり差し込む。 また、電源プラグや差し込みなどにほこりがたまっていないか確認する。 ・コードを引っ張る、机や椅子の脚で踏むなど、無理な力を加えない。